

第 35 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 35 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信
会議日時 令和 5 年 8 月 28 日 午後 2 時 00 分開会
会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第 1 号

日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名委員の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
日程第 4 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可処分 of 取消について
日程第 5 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 7 議案第 3 号 農地法の適用外であることの証明願について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 8 名）

議長 藤原 重信君	1 番	細谷 知成君
2 番 今野八重子君	4 番	金野たか子君
5 番 古内 嘉博君	6 番	中村 亨 君
8 番 及川 建則君	9 番	熊谷 玲子君

（農地利用最適化推進委員 10 名）

[大船渡地区] 大船渡地域 佐藤 幾子君	末崎地域 村上 優司君
末崎地域 尾形キヨシ君	赤崎地域 浅野 幸喜君
猪川地域 鈴木 一志君	立根地域 金 典夫君
日頃市地域 佐藤美智子君	
[三陸町地区] 越喜来地域 鈴木 学 君	綾里地域 畑中 圭吾君
吉浜地域 菊地 久寿君	

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（1 名） 7 番 鈴木 力男君

事務局出席者

局長 小松 哲 君	局長補佐 佐々木浩久君
係長 志田 和則君	

午後 2 時 00 分開会

○議長(藤原重信君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 35 回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。毎日暑い日が続いておりましたが、ここ 2 日ほど何となく過ごしやすい、そんな夜になったような気がしておりますが、まだまだ暑さは続きそうです。お互いに健康には気をつけて、農地パトロール等行なってまいりたいものと思っております。

報告になりますが、8 月 23 日に大船渡市農業振興対策協議会が開催され、出席してまいりました。16 人の委員なんですが、農業委員会の関係者では農業者代表ということで、及川建則農業委員と菊地久寿推進委員が出席されております。私は説明を聞いていて、資料の内容がどうも具体的に書かれていないので、分かりにくいなど、そんな感じをいたしましたので、質問をさせていただきましたが、他の方々には意見、質問等、発言はございませんでした。

私が確認したのは、日本型直接支払制度を活用した事業の市の進め方についてと、もう一つは農林予算で建設された、地域には集会所が結構ありまして、分かりやすく言えば公民館的に利用されているところでもありますけれども、その施設などのこれからの維持管理の在り方について、どうなっていくのかなという思いがありましたから、このことについても発言をさせていただきました。農林課のほうからは、残念ながら明確な答えというのは聞けなかったなという感じをいたしております。

それから農業委員会の立場で、農業委員会としての役割があれば、協力してまいりたいということも話をさせていただきました。皆さんも関心があろうと思ひまして、同じ資料を事務局のほうから、お配りをいただきましたので、後で目を通していただければ幸いです。

以上、ご報告を申し上げ挨拶といたします。

本日も、慎重審議よろしくお願ひを申し上げます。

○議長(藤原重信君) 本日出席の農業委員は 8 名、推進委員は 10 名であります。

欠席の通告があった農業委員は、7 番の鈴木力男委員の 1 名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長(小松哲君) それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。

初めに、先月開催の第 34 回総会以降の経過報告です。8 月 23 日、令和 5 年度第 1 回大船渡市農業振興対策協議会に藤原会長が出席しておりますし、及川農業委員、菊地推進委員も農業者代表として出席しております。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。9月1日、令和5年度第1回大船渡湾水環境保全計画推進協議会に金野農業委員が出席予定です。次回の第36回総会は、9月28日に開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。

私からは以上です。

○議長(藤原重信君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(藤原重信君) 日程第1、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。

それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、8番、及川建則農業委員、9番、熊谷玲子農業委員を指名します。

○議長(藤原重信君) 次に日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記地目は田及び畑、現況地目は田、畑及び山林となっております。面積は計7,963㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は8月10日となっております。

3ページをお開きください。番号2、登記地目は田及び畑、現況地目は田、畑及び山林、面積は計9,870㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は7月21日となっております。

続いて4ページでございますけれども、番号3になりますが、これは4ページと5ページにまたがって記載しているものでございます。番号3、登記地目は田及び畑、現況地目は田、畑、雑種地及び墓地となっております。面積は計7,066㎡。権利を取得した事由は

相続。届出及び受理の日付は7月19日となっております。

議案書6ページにお進み願います。番号4、登記地目は畑、現況地目は雑種地、原野及び山林となっております。面積は計1,674㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付ですが郵送での提出であったため、届出の日付は7月29日、受理は8月4日となっております。

続いて番号5、登記地目は畑、現況地目は畑及び一部山林となっております。面積は4,459㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は8月1日となっております。

以上です。

○議長(藤原重信君) 報告第1号について、質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 次に日程第4、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書7ページになります。報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記地目、現況地目ともに畑、面積は388㎡。先に提出された5条申請の際の権利種別は売買。転用目的といたしましては、一般個人住宅の建築ということで、以前の転用の理由といたしましては、郷里に申請地を買い受け、住宅を新築するという予定で、譲受人が申請したものでございますけれども、今般住宅を建築する予定だったところ、仕事の関係により県外に永住することとなったため建築を断念した。叔母が当該地及び隣地を長年耕作しており、譲渡することにしたということで、5条申請は取消するという手続きになったものでございます。

この手続きに関しましては、岩手県の農業振興課のほうと協議いたしまして、先に5条申請の取消、その後3条申請、同時でもけっこうということで、そのような形での手続きを申請者に指導いたしまして、このようになったところでございます。

当該土地につきまして農業振興地域内になりますけれども、この土地につきましては農用地区域に指定されておらず、都市計画区域上は用途指定なしという区分けでありましたので、第2種農地に該当するというふうに判断しております。

私からは以上です。

○議長(藤原重信君) 報告第2号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 次に日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書8ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は1ページをあわせてご覧ください。登記地目、現況地目ともに畑、面積は330㎡。権利種別は売買でしたけれども、売買の目的といたしまして譲受人が家庭菜園として利用するためとなっております。地図のほうをちょっとご覧いただきたいんですけども、対象となる土地の下に家があります。こちらが譲受人の自宅という形になっております。この家の裏にある土地を、家庭菜園用として取得したいという案件でございます。

続いて番号2、地図は2ページになります。登記地目、現況地目ともに畑、面積は388㎡。権利種別は贈与。贈与の理由といたしまして、こちらの土地は先ほどの5条申請取消で説明した案件と同じ土地であります。譲受人がこれまでも当該土地について管理してきたということで、譲渡人は、この土地にはもう居宅は建てないということで、管理してきた叔母に、この土地を贈与したいということでの申請でございます。

続きまして議案書9ページをお開きください。番号3、地図は3ページから5ページにかけてとなります。登記地目は田及び畑、現況地目も同じく田及び畑、面積は計4,163㎡。権利種別は使用貸借。こちらの土地につきましては、持ち主が農業者年金受給のため、これまでも経営移譲ということで、この土地を貸し付けていたところでございますけれども、再度、経営委譲するものということで、借受人のほうは経営規模維持のためという形になっております。

私からは以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。

議案第1号1番については、4番、金野たか子農業委員から説明をお願いします。

○4番(金野たか子君) 4番、金野です。議案第1号1番について、ご報告申し上げます。

8月25日、午前10時20分頃、譲受人宅を訪問し、お話を伺ってまいりました。譲受人は家庭菜園を近くでできることを楽しみにしていると、お話ししておりました。

申請地は譲受人のご自宅の後ろにあり、周囲には何ら問題はないと見てまいりました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第1号2番について、2番、今野八重子農業委員から説明をお願いします。

○2番(今野八重子君) 2番、今野です。議案第1号の2番について調査報告いたします。

調査は8月21日の午後に行いました。現地を確認しながら、譲受人から聞きました。譲受人と譲渡人の母親は姉妹です。譲受人は、実家から畑を借りて自家用野菜を作っていました。妹さんが実家から安い値段で、この農地を譲ってもらった。息子の家の着工が始まるまで、そのまま使っていていいということだったが、譲渡人が結婚して県外に家を建てたので譲ってもらうことになった。畑にはサツマイモやスイカ、花などが植えてありました。シカやハクビシン等が来て困っていると言って、防護網が二重に張ってありました。

その後、譲渡人の代理で母親に電話で話を聞きました。夫が長男の譲渡人に家を建ててあげたいと思い、譲渡人の名前で申請したが、県外に家を建ててしまったので、姉さんに農地を譲って、今までどおり使ってもらいたいということでした。

以上、報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) それでは以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第1号3番について、8番、及川建則農業委員から説明をお願いします。

○8番(及川建則君) 8番、及川です。議案第1号の3番につきまして報告いたします。

27日、午前10時頃、現地を確認しながら貸付人に会いに行きましたところ不在で、夕方、再度会うことができ、話を聞きました。

農地は地図の3ページから5ページになります。貸付人は農業者年金を受給していて、契約満了に伴い、今回も再度年金受給のため、借受人の了解を得て経営委譲を申請したと話していました。

以上です、よろしくをお願いします。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号3番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第6、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書10ページをお開き願います。議案第2号、農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は6ページをあわせてご覧ください。登記地目、現況地目ともに畑、面積は29㎡。権利種別は売買。転用の目的といたしましては、上水道設備の敷設のためということで、巾1mの土地を元の地番から分筆して買うということのようでございます。転用理由は譲受人所有の隣地、地図のほうでは建設予定住宅というふうに記載しておりますけれども、こちらの土地に上水道設備を敷設するために利用したいということのようでございます。ちなみに道路、この土地につきましては道路に挟まれるような形になっておりますけれども、片方の道路には上水道設備を取り込むための機器がなく、申請地のほうから上水道設備を敷設するということのようにございます。こちらの土地につきましては農業振興地域に指定されておらず、都市計画法で第一種低層住宅専用地域に指定されているため、第3種農地に該当するものでございます。

続いて番号2、地図は7ページになります。登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は578㎡。権利種別は使用貸借。転用の目的は一般個人住宅の建築で、こちらの土地を借りて自宅を建築したいということのようでございます。農業振興地域に指定されておらず、都市計画区域の用途指定なしとなっている土地であるため、第2種農地に該当するものと判断しております。

続いて議案書11ページをお開き願います。番号3、地図は8ページになります。登記地目、現況地目いずれも畑、面積は計1,464㎡。権利種別は売買。転用の目的は太陽光パネルの設置ということで、農地以外の土地として隣にあります土地を含む3,330㎡を使って太陽光発電を行う予定ということでございます。こちらは農業振興地域内にございますけれども、当該土地につきましては農用地区域の対象から外れており、第2種農地に該当すると判断しております。

私からは以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、農地の現況について説明をお願いします。

議案第2号1番については、大船渡地区猪川地域、鈴木一志推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員(鈴木一志君) 推進委員の鈴木です。議案第2号の1番の調査結果を報告いたします。

現地調査及び関係者からの聞き取り調査は、8月24日と27日に行なっております。

5月にも、5条申請のあった場所になります。

譲渡人とは連絡先として記載された電話番号にかけても、現在使われておりませんとのメッセージがアナウンスされ、自宅を訪問しても不在が多く、ようやく昨日、27日に面会できて聞き取り調査を行いました。申請地の左側のところが譲渡人の自宅になります。譲渡人は3年前から体調を崩し、耕作をやめて草刈り管理をしてきました。今後は農地としての維持管理は無理なので、不動産会社に頼んで宅地分譲をすることにしました。譲受人から、水道を通すため譲ってほしいとの話がありましたとのことでした。

また、譲受人である隣接する土地の所有者から、8月24日に電話で確認しました。図面上では、建設予定居宅と表示された部分が譲受人の所有地になります。今回の件は、知り合いの不動産会社からの紹介です。隣の土地を造成する計画があるが、かねてから水道がほしいと話していたけれども、どうですかとの話がありました。私も前から水道がほしいと思っていたので、分譲をお願いして水道管を敷設することにしましたということでした。

申請地は宅地、それから道路に囲まれたところであり、周辺農地への影響は特段ないものと判断いたしました。

報告は以上であります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第2号2番について、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(金典夫君) 推進委員の金です。議案第2号2番につきまして8月22日午後、現地調査と貸付人の妻より聞き取り調査を実施いたしましたし、8月

23 日午後に借受人より電話で聞き取り調査を行いましたので報告いたします。

地図の 7 ページになります。申請地は北側に市道があり、その後ろが住宅地になっておりますし、東側は住宅地、南側は畑で西側は市道になっております。登記地目は畑ですが、現況は雑種地になっております。

転用の目的のとおり、アパート住まいなので、祖父所有の土地を永年使用貸借して自宅を建築するとのことでした。建築に際しては妻の父と同居予定で、建物も共有名義にするとのことでした。

周辺農地への影響はないと判断をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第 2 号 2 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第 2 号 2 番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 2 番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第 2 号 3 番について、6 番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○6 番(中村亨君) 6 番、中村亨です。議案第 2 号 3 番について、ご報告いたします。

地図は 8 ページです。現在は一部にクルミ等が植えてあり、他は草刈りをしてあります。

先代の代から笹藪になっていたものを、15 年前に帰ってきてから管理してきましたが、自分も歳を取ってきて体が辛くなってきた。ソーラーパネルの話があり、その話にのったということでした。

譲受人の方は土地を借りるのではなく、買い取りしてパネルを設置、管理していくということでした。東側の山林一部も含めて事業ということでした。

西側は休耕田の一部で、周辺への影響はないようです。

以上です、よろしくをお願いします。

○議長(藤原重信君) それでは議案第 2 号 3 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい、5 番、古内委員。

○5 番(古内嘉博君) 5 番、古内です。今の説明あったんですが、企業は農地を、変な質問ですが、企業が農地を買うということは、今はいいんですか、事務局さん。

○議長(藤原重信君) 事務局。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 農地を農地として所有するためには、農地の適格法人と

いう指定を受けなければなりませんけれども、今回の売買につきましては農地を転用して活用するということになりますので、農地の適格法人でなくても取得は可能というふうな判断になります。

農地を農地として所有していく、つまりは農業をやっていくとなると、農地所有の適格法人に申請して指定される必要があるんですけども、このパターンにつきましては、売買によって農地以外の使用方法に転換するということでしたので、この件については取得は可能というふうに判断しております。

○議長(藤原重信君) ご理解いただけましたでしょうか。はい、他にございませんか。はい、村上優司推進委員。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) 推進委員の村上です。実はこの太陽光パネルによる発電事業、これは国で推進している事業だと思うんですが、それで農業委員会では周りの農地に及ぼす影響があるかないか、これの審査だと思います。

私が懸念しているのは、この頃こういうパネルが多くなって、周りに及ぼす景観と言いますか、これは一つも考慮しなくていいものかどうかと。知らないうちに許可が下りてパネルが貼られる。そういうことは周りから了解をもらうとか、そんなことはこれから必要になってくるのではないかなと私は思います。意見です。

○議長(藤原重信君) 事務局、どうぞ。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) その件に関しましてはおっしゃるとおりで、この番号3番の案件につきましては、取得する譲受人のほうに、近隣に住宅も多いものですから、太陽光パネルから反射する光がまぶしくてというような、何か事業を始めてから後のことでトラブルにならないか、ちょっと心配になりまして、どのような手続きをされていますかという話を差し上げましたところ、近隣のお宅には、もう既に説明を行なっておりますということでしたので、今回はこのとおり議案書に掲載させていただきました。

ご指摘はそのとおりだと思いますので、今後とも景観であるとかといったところには注意していきたいと思います。

今回の件につきましては、先ほど中村委員さんからございましたけれども、道路から一段上がった位置にございまして、道路からはなかなか見えづらい。見えるとしたら、この地図の左側の家からかなというところにはなります。近隣のお宅に説明を行なっているということを信頼して、景観については大きく影響はしないものというふうに見ております。

○議長(藤原重信君) 他に。はい、局長。

○事務局長(小松哲君) 付け加えさせていただきます。景観については、そのとおり懸念する部分もあると思うんですけども、経産省が許可証、設置の許可証を出しているので、そちらの件に関しては農業委員会のほうで景観を判断するということは、ちょっと難しいかなと思っていました。

周りの農地の影響とか、そういう部分で判断をしていかなければならないと思います。

その景観のことについては経産省のほうで、どういうふうに全体的に、農業委員会だけに限らない部分でありますので、そちらは経産省のほうで判断していくものというふうに思っています。

○議長(藤原重信君) はい、村上推進委員。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) 私が言ったのはですね、経産省で推進している事業だけれども、突然自分の家の脇に、例えば許可があるからパネルが貼らさったと。全然知らなかったと。今までと、まるで見る景色が違って来るわけです。だからそういうものを考慮してね、やっているのかどうか。

今、お話にあったように、周りの人が了解していればいいわけだから。こういう件がこれからも増えてくる、だからそこらが一番大事なところでないのかなと。周りが日影になったとか影響があるとかというばかりじゃなくて、景観もひとつの暮らしていく大事な要素だと思うんで、そういうような話。

○事務局長(小松哲君) はい、ちょっと私が勘違いしたのは、景観ということだったんで、もう全体的な見渡しの景観のほうの判断はどうなのかということだったので、事務局では先ほど言ったとおり、近隣の方たちには説明して了解を得ているということで判断しています。

以上です。

○議長(藤原重信君) 他に質問等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) それでは以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決をしたいと思いますが、よろしいですか。

議案第2号3番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第7、議案第3号、農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書12ページになります。議案第3号、農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は9ページになります。登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は571㎡。非農地の事由といたしましては、昭和24年当時に隣地に自宅を建築して以来、住宅の敷地の一部として活用してきたところ、平成5年頃に自宅への出入り口及び駐車場部分をアス

ファルト舗装したことで全面的に宅地化して現在に至る。

長年、宅地として利用されてきたので、登記簿地目も農地でないと考えていたためということで、農地法の趣旨に従わなかったことについて始末書が提出されております。

今回、この件につきまして気がついたというのが所有者の方、ご高齢になってきて、自分の財産処分などにちょっと興味が出て調べたところ、こちらの土地が農地になっているということに気がついたということのようでございます。

農業振興地域に指定されておらず、都市計画区域では用途指定がないエリアで、第2種農地に該当するものと考えております。

以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。

議案第3号1番について、大船渡地区大船渡地域、佐藤幾子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員(佐藤幾子君) 推進委員の佐藤です。議案第3号1番について報告いたします。

8月25日に現地調査を行い、家人にお話を伺おうと思いましたが、玄関の戸は開くけれども、不在だったようです。家に戻ってからは電話連絡を入れたりしましたが、電話にも出る様子がなく、次の日も現地をもう一度訪問したけれども、朝と夕方に訪問しましたが、やはり不在で、最後、この総会の前日、日曜日に早朝というか、朝9時過ぎにもう一度訪問しましたらば、その所有者の上の段のお宅の奥様が上から見ていて、あら、誰か来たなということで降りてきて、お話を伺うことができました。駐車場に車を止めたまま、お話をしていたら所有者の姪に当たる方のご主人が朝野球から帰ってきて、そこに立ち会って兩人からお話を聞きました。

現在、本人はこの先のことを随分案じていたために、心身に不調を起し施設に入所されたということなんです。ご本人とは話しはできませんでしたが、先々後継者もないということで、この土地を売ることも頭に入れて、業者にお話をしたところ、現状と登記の違いについて認識されたようでした。

それで庭を駐車場として3台駐車できるが、玄関前まで車で走ってもいいようになっておりますし、それから一部木枠で囲って耕作はしていましたが、まだ、今年は何もしていないようですが、その囲った部分は耕作意欲があって、草が生えておりませんでした。しかし本人は不在というか、入所してしまったので、この先、耕作もできないし、最終的には販売ということだということでしたので、そういうことで今後あれですね、長年宅地として自分たちが使っていたということなので、適用外であることをお願いしたいということでの今回の願出です。

以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号1番について、本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号1番については本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 以上をもちまして、本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第35回総会を閉会いたします。

午後2時55分閉会